

7 監 査 第 129 号
令 和 8 年 1 月 22 日

別記請求人（略）及び代理人 様

愛知県監査委員 今 田 幹 雄

同 小 川 淳

同 柏 木 勝 広

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和7年12月23日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求の内容については、請求人から令和7年12月23日付けで提出された住民監査請求書及び事実証明書並びに令和8年1月8日に電子メールにより提出されたデータ（補正版）により、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県知事

2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県知事は、山下智也愛知県議会議員（以下「山下県議」という。）が、令和2年度から令和6年度までの間に使用した政務活動費中、次の(1)から(4)までの16,235,018円について、不当利得返還請求を行使する義務を怠っている。

- (1) 人件費（13,913,655円）
- (2) タクシーチケット（572,640円）
- (3) ガソリン代（577,218円）
- (4) 電話代（1,171,505円）

3 上記行為が違法・不当である理由

(1) 人件費

給与支払の名目で別の使途に用いられたカラ雇用と水増し雇用であり、愛知県に返還する義務がある。

(2) タクシーチケット

法人カードによる支払は山下県議個人が支出したものではなく、また、タクシーチケットによる支払があるが、山下県議個人はタクシーチケットを持っていない。そのほか支払者が不明であるものについても、実際にタクシーチケットとして支出されたものと判断することはできない。疑惑を解明できない以上、愛知県に返還する義務を免れない。

(3) ガソリン代

わざわざカード支払人の名義を黒塗りにしたガソリン代は、他人の支払ったガソリン代を自分の支払として請求した疑いが濃厚である。また、山下県議名義のカード支払が個人カードで支払われていれば問題ないが、法人カードから支払われている場合には政務活動費を充当することは違法である。山下県議の支払であることが明らかにされない限り、愛知県に返還する義務がある。

(4) 電話代

山下県議の事務所では携帯電話の契約をしておらず、「事務所携帯」名での支出はあり得ないことから愛知県に返還する義務がある。また、固定電話代としての支出のほとんどが「政務活動費マニュアル」で支出が禁止

されている慶弔電報への支出の疑いがあり、利用明細の証明がない限り、愛知県に返還する義務がある。

4 請求する措置

愛知県知事は山下県議に対し、山下県議が受領した令和2年度から令和6年度の政務活動費中、16,235,018円を愛知県に返還させるための必要な措置をとること。

第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員寺西むつみ及び石塚吾歩路は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 要件審査

本件住民監査請求が法第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

1 愛知県議会議長から愛知県知事に対し、山下県議が提出した政務活動費収支報告書の写しの送付が令和8年1月15日付けであったため、次の(1)及び(2)について、山下県議に確認した。

(1) 山下県議は愛知県議会議長に対し、令和8年1月13日付けで令和2年度から令和6年度までの政務活動費収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを提出した。

これらの提出書類は、本件住民監査請求時点までにおいて、令和2年度から令和6年度までに政務活動費として充当していた、人件費16,243,100円（内訳：令和2年度分3,444,000円、令和3年度分3,395,000円、令和4年度分3,249,000円、令和5年度分3,244,500円、令和6年度分2,910,600円）、タクシ一代572,640円（内訳：令和2年度分97,960円、令和3年度分68,220円、令和4年度分116,250円、令和5年度分97,500円、令和6年度分192,710円）、ガソリン代577,218円（内訳：令和2年度分88,258円、令和3年度分97,708円、令和4年度分132,826円、令和5年度分97,595円、令和6年度分160,831円）及び電話代1,171,505円（内訳：令和2年度分193,081円、令和3年度分277,054円、令和4年度分282,056円、令和5年度分284,667円、令和6年度分134,647円）の合計18,564,463円を、政務活動費に充当しないように修正するものであった。

(2) 山下県議から上記(1)を提出した理由について、次のとおり記載された書面が提出された。

「今回の住民監査請求を受けて、政務活動費の支出内容について確認をしました。政務活動費の趣旨には反しておりませんが、手持ち書類の欠落など一部に不備があったため、活動内容や執行状況について丁

寧な説明を行うには、今後相当な時間と労力を要すると思われます。その場合、議員活動の時間が奪われ、議員としての職責を十分に果たせなくなる可能性がありますので、熟考の上、この際返還することとしました。今後は、政務活動の内容や執行状況について、客観的に説明できる書類を適切に整理・保管し、すぐさま説明責任を果たせるよう努めてまいります。」

- 2 次の(1)及び(2)について、愛知県議会事務局に確認した。
 - (1) 上記 1 (1)の政務活動費収支報告書の写しの送付を受けた愛知県知事は、山下県議に対し、愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年愛知県条例第 41 号)第 10 条に基づき、上記 1 (1)の 18,564,463 円について、令和 8 年 1 月 16 日付けで返還命令を発出した。
 - (2) 上記(1)の返還命令を受けた山下県議から、令和 8 年 1 月 19 日付けで 18,564,463 円が愛知県に納付された。
- 3 請求人は、愛知県知事が山下県議に対し、山下県議が受領した令和 2 年度から令和 6 年度の政務活動費中、16,235,018 円を愛知県に返還させるために必要な措置をとることを求めていたが、上記 1 及び 2 のとおり、山下県議は、請求人が人件費等の項目ごとに計算して求めた金額である 16,235,018 円を含む 18,564,463 円を政務活動費に充当しないこととし、愛知県知事からの返還命令に応じて返還したことが認められる。

住民監査請求の制度は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法、不当な行為を行政内部で自主的に予防し、是正し又は損失・損害の補填をさせて違法、不当な状態を除去させようとするところに意義があるとされているところ、当該返還により損失・損害を補填させるという請求人の目的は既に達成されたことになるから、本件住民監査請求において監査を実施する理由はなくなっているものと判断せざるを得ない。

第 4 結論

よって、本件住民監査請求は、山下県議が政務活動費を返還した理由にかかわらず、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。

別記

請求人

(略)

代理人

岡崎市

新海 聰